

## 資料2

### 企画提案競技仕様書

## 【資料2】

### 令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託仕様書

#### I 目的

県の主要施策等について、県政テレビ広報番組で詳しく紹介するとともに、インターネットメディアを組み合わせ、同一の情報を若・中年層向けに異なる手法で発信するなど、媒体間で連携を図り、県政情報を分かりやすく発信する。

#### II 委託業務の内容

##### 1 県政テレビ広報番組

次のとおり、県内民放3局で放送する県政テレビ広報番組を制作すること。

###### (1) 県政テレビ広報番組制作本数

年間12本（月1本）

※幅広い視聴者層に伝えるため、県内民放3局において放送する。

###### (2) 県政テレビ広報番組の構成

番組の構成は次の①～③に示すほか、企画提案された内容を参考の上、県が決定する。

###### ① オープニング（15秒程度）・エンディング（5秒程度）

- ・番組にふさわしい音楽を使用し、県民に本番組の印象が残るよう工夫すること。
- ・Y o u T u b e 用動画の紹介を行うなど、インターネットメディアと連携していることを表す内容を含めること。

###### ② 本編（2分30秒程度）

- ・県の主要施策等を、映像、音声、ナレーション・フリップ等を使い、県民に分かりやすく解説すること。
- ・取り扱うテーマ（1テーマ）は、県が選定する。
- ・台本は受託者側で作成すること。
- ・テレビを視聴する幅広い世代に対し、魅力ある内容となるよう、構成・演出を工夫すること。

###### ③ お知らせコーナー（40秒程度）

- ・県の催しや手続等を、ナレーション・フリップ等を使い、県民に分かりやすく解説すること。
- ・取り扱うテーマ（2テーマ）は、県が選定し、原稿を提供する。
- ・県民に分かりやすく伝えるよう工夫すること。

###### (3) 放送時間帯

県内民放3局において、それぞれ毎月1回、放送する5分枠番組とし、放送委託に関しては、県が別途各放送事業者と契約する。

###### (4) 番組名称

「県政テレビ広報番組」を基本とし、「あきたびじょん」の文言は用いないものとする。ただし、これに代わる名称の提案も可とする。

(5) 付加情報

- ・手話通訳を挿入すること（手話通訳者の派遣、旅費及び撮影場所については県で手配する）。その他、撮影に係る経費については、受託者が負担すること。
- ・放送内容が分かる字幕を付与すること。

(6) 放送名義

次のとおりとする。

企画・著作：秋田県

制作：受託者

(7) 番組宣伝CM

県内民放3局において、それぞれ年間を通じて使用できる15秒CMを制作すること。

(8) 番組の掲載等

制作した番組を県公式YouTubeチャンネルへ掲載すること。

## 2 YouTube用動画

(1) 制作本数

年間12本

(2) YouTube用動画の内容

- ・県政テレビ広報番組本編（2分30秒部分）の番組テーマと同様のテーマでスピノフ版をイメージして制作すること。
- ・各動画は1本当たり2分以上の長さで制作するものとし、概ねの長さを提案すること。
- ・脚本に工夫をこらすなど、県民、特に若年層の興味を引き、多くの方に視聴されるような構成とすること。
- ・効果的に字幕を入れるなど視認性を高めるほか、県政テレビ広報番組への視聴につながる構成・演出となるよう工夫すること。

(3) YouTube用動画の掲載等

制作した動画を県公式YouTubeチャンネルへ掲載すること。

## 3 YouTube用ショート動画

(1) 制作本数

年間2本以上とし、本数を提案すること。

(2) YouTube用ショート動画の内容

- ・YouTube用動画のスピノフ版をイメージして異なった切り口でショート動画を制作すること。
- ・各動画は1本当たり60秒までの長さで制作するものとする。
- ・脚本に工夫をこらすなど、県民、特に若年層の興味を引き、多くの方に視聴されるような構成とすること。
- ・効果的に字幕を入れるなど視認性を高めるほか、県政テレビ広報番組及びYouTube用動画への視聴につながる構成・演出となるよう工夫すること。

### (3) Y o u T u b e 用ショート動画の掲載等

制作したショート動画を県公式Y o u T u b e チャンネルへ掲載すること。

## 4 Y o u T u b e 広告等

### (1) 広告の実施

- ・1と2で制作した動画を活用し、Y o u T u b e 広告を含むS N S 広告を実施すること。
- ・その他、効果的なウェブ・S N S 広告媒体があれば提案すること。
- ・配信ターゲットは、原則として、秋田県在住の10～50代とすること。
- ・広告の誘導先は、県公式チャンネルにアップロードしている県政テレビ広報番組、又は2で制作したY o u T u b e 用動画等、県が指定するコンテンツとすること。

### (2) 目標設定

- ・広告表示回数の目標値は、年間350万回以上とする。
- ・動画総視聴回数（本編動画及び2で制作したY o u T u b e 用動画）の目標値を提案すること。
- ・以上の目標を達成するような出稿回数を提案すること。

### (3) 効果測定

- ・広告の運用状況と分析結果について、出稿ごとに県に報告すること。
- ・運用方法等に課題があると判断した場合は、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

## 5 映像データの配付等

次のとおり、県内民放3局等へ県政テレビ広報番組の映像データを毎月搬入すること。

- ・県内民放3局への県政テレビ広報番組映像データの搬入
- ・別表に定める配付先へ県政テレビ広報番組映像データ等の配付

別表

配付物	内容	データ形式	配付数	配付先
D V D	番組映像等全編	mov	1	県（広報広聴課）
D V D	番組映像等全編	mp4	1	
D V D	「お知らせコーナー」を削除編集するなど、放送日以降の使用を前提とした番組映像とその他映像全編	mov	各9	
映像データ	「お知らせコーナー」を削除編集するなど、放送日以降の使用を前提とした番組映像とその他映像全編	mp4	1	県（広報広聴課）

映像データ	番組映像等全編	mov	1	秋田ケーブルテレビ
映像データ	番組映像等全編	mov	1	大館ケーブルテレビ
映像データ	番組映像等全編	mov	1	ゆりほんテレビ

- ・録画用D V Dは県が提供する
- ・映像データの配付（編集、データ送信）に掛かる経費は受託者の負担とする
- ・データ形式や配付数に変更がある場合は、別途協議する

### III 成果品の納入

- (1) 各月の県内民放3局での放送終了後10日以内に、次のものを提出すること。ただし、令和9年3月分については、同月末日までの県が指定する期日までに提出すること。
  - ・Ⅱの1により制作した県政テレビ広報番組（D V D等）
  - ・Ⅱの2により制作したY o u T u b e用動画（D V D等）
  - ・Ⅱの3により制作したY o u T u b e用ショート動画（D V D等）
- (2) 各月のY o u T u b e広告等の実施後10日以内に、次のものを提出すること。ただし、令和9年3月分については、同月末日までの県が指定する期日までに提出すること。
  - ・Ⅱの4により実施したY o u T u b e広告等の運用状況・分析結果報告  
(製本1部、P D F等のデータ)
- (3) 委託業務終了後の県が指定する期日までに、次のものを提出すること。
  - ・Ⅱの1により制作した県政テレビ広報番組の一覧表（製本、P D F等のデータ）
  - ・Ⅱの1により制作した番組宣伝CM（D V D等）
  - ・Ⅱの2により制作したY o u T u b e用動画の一覧表（製本、P D F等のデータ）
  - ・Ⅱの3により制作したY o u T u b e用ショート動画の一覧表（製本、P D F等のデータ）
  - ・Ⅱの4により実施したY o u T u b e広告等の総合的な運用状況・分析結果報告  
(製本1部、P D F等のデータ)
  - ・その他県が必要と認める事項に関する報告（※独自提案に基づき実施したもの等）

### IV 契約に関する条件等

#### 1 再委託等について

- (1) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を得ること。
- (3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

#### 2 企画提案書と追加業務について

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達するために修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更、又は削除を行うことができるものとする。

#### 3 業務の履行に関する措置

- (1) 別紙、標準業務工程に従って履行すること。
- (2) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (3) 受託者は、(2)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

#### 4 権利の帰属等

- (1) 本業務による成果物（最終映像・投稿内容等）及び素材の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとし、県政テレビ広報番組、動画配信等で使用する音楽の著作権については、受託者の責任でこれを処理するものとする。
- (2) 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たな資料映像等を制作することができるものとする。
- (3) 受託者は県の承諾なしに、成果物及び素材を他に流用することができないものとする。

#### 5 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

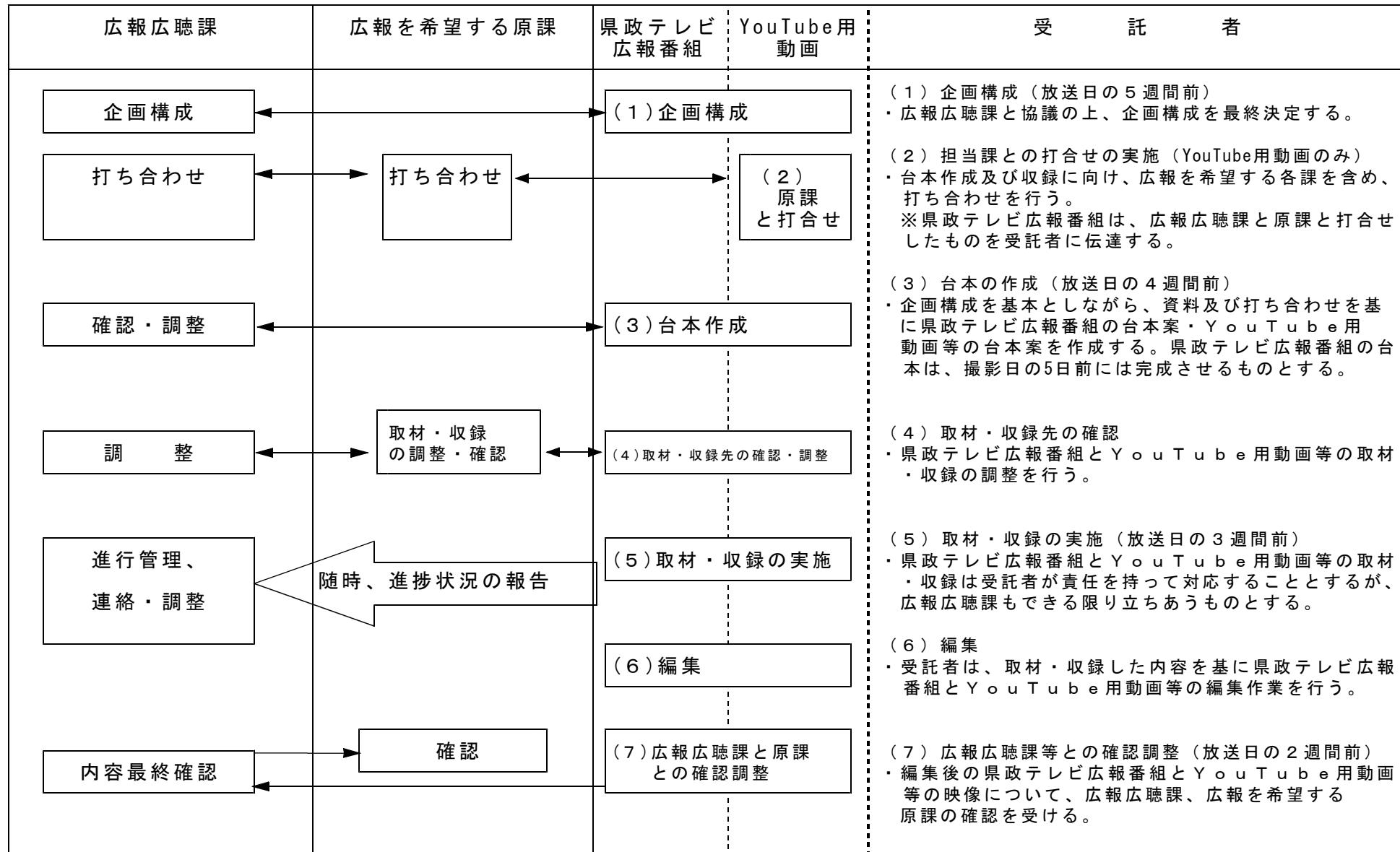
#### 6 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

### V その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要な都度、受託者と県が打合せを行いながら進めることとする。
- (2) 取材（映像の撮影を含む。）については、受託者が行う。
- (3) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

## 標準業務工程（令和8年度）



広報広聴課	広報を希望する原課	県政テレビ 広報番組	YouTube用 動画	受 託 者
			<p>(8) テレビ局への搬入</p> <p>(9) 県公式YouTubeチャンネル掲載用データの制作、掲載</p> <p>(10) YouTube広告等の実施</p> <p>(11) 成果品の納入</p> <p>(12) 映像データの配付など</p> <p>(13) 広告モニタリング</p>	<p>(8) テレビ局への搬入（放送日3日前） ・県政テレビ広報番組の完成した映像をテレビ局へ搬入する。（映像データを送付）</p> <p>(9) 動画掲載（放送日前日の平日） ・県公式YouTubeチャンネルへ県政テレビ広報番組及びYouTube用動画等をアップロードする。</p> <p>(10) 広告の実施（放送後の平日初日から） ・YouTube広告等を実施する。</p> <p>(11) 成果品の納入 ・県政テレビ広報番組及びYouTube用動画等をDVDとして県へ納入する。</p> <p>(12) 映像データの配布等 ・市町村等提供用のDVDを作成し、県へ送付する。 ・ケーブルテレビ、市町村へ映像データを送付する。</p> <p>(13) 広告結果報告（出稿ごとに） ・広告の運用状況と分析結果を広報広聴課へ報告する。</p>